

## 緊急随意契約理由書

本工事は、令和7年3月17日(月)に発生した「夢の池陥没漏水」について、緊急に対策工を施工するものである。

陥没は、池床面の防水板の一部が抜け落ちる形で発生し、陥没穴直近にφ1500不要排水管へ流出している事が確認された。夢の池は一般来園者等が多数利用されているが、水位低下及び安全確保のために施設利用ができない状況にある。また、このままでは被害が拡大し、一般来園者の通行阻害、安全性が損なわれるため、陥没穴を塞ぎ、流出先のφ1500不要排水管の充填等について早急に対策を講じる必要がある。

そのため、直ちに発注の必要のある「特に急迫を要する緊急工事」として、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき緊急随意契約するものである。

本工事にあたっては、園内施設状況を熟知し、迅速かつ的確に対応できる能力を有している必要がある。本事務所発注の日本万国博覧会記念公園自然文化園内で施工中である「下水道分流化工事」株式会社永倭興商に工事実施の可否について問い合わせたところ、早急に作業着手できることが判明したため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により、随意契約を行いたい。